

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、企業価値の向上により、株主、顧客、取引先、地域社会、社員等のステークホルダーの負託に応え、企業の社会的責任を全うすることを経営上の重要な課題と位置づけております。法令を遵守した業務執行により、公正で適正かつ透明性の高い経営管理体制を基本とし、内部統制システムを整備、実行するとともにコーポレート・ガバナンスの充実・強化に務めることが重要課題と認識しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1-2】

当社は、海外の機関投資家および海外の個人投資家の保有比率が小さいため、議決権の電子行使を可能とするための環境整備及び招集通知の英訳を実施していません。今後、海外の投資家比率を勘案したうえで、招集通知の英訳を検討いたします。また、議決権電子行使の環境整備については、株主の利便性と費用対効果を総合的に勘案したうえで導入を検討いたします。

【補充原則1-2】

当社は、株主総会における議決権を、株主名簿上に記載または記録されている者が有しているものとしており、信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家等の実質株主が株主総会へ出席し、議決権の行使や質問を行うことを原則認めておりません。

【補充原則2-4】

当社は、性別・国籍・社会的身分等を問わず、優秀な人材を積極的に採用することを原則としており、また、管理職への登用についても性別・国籍・中途採用者であるか否か等を一切問わず、優秀な人材を登用することで多様性の確保に努めております。

当社は、優秀な人材が流出することのないよう、就業の形態・場所・時間などにとらわれない多様な働き方、シルバーエイジの活用等に積極的に取り組んでおります。

【原則2-6】

当社は、企業年金の規模等を勘案し、専門的人材の配置はしていません。一方、当社が加入する建設コンサルタンツ企業年金基金については、継続的に当社執行役員を派遣し、同基金代議員会において、運用受託機関の活動をモニタリングしております。

【補充原則3-1】

当社は、海外の機関投資家および海外の個人投資家の保有比率が小さいため、招集通知、決算短信などの英訳版での情報提供を行っていません。今後、海外の投資家比率を勘案したうえで、招集通知、決算短信などの英訳版での開示・提供を検討いたします。

【補充原則4-2】

当社は、自社株を活用した報酬制度など中長期的な業績と連動する役員報酬制度を導入していませんが、持続的な成長に向けた健全なインセンティブの一つとして機能するような客観性・透明性ある手続きに従った報酬制度の検討をしております。

【補充原則4-2】

当社は、ISO14001により社内で行うべき環境目標を定め、環境配慮設計等の取り組みを行っておりますが、サステナビリティについての取組方針の策定までには至っておりません。今後は、事業規模や事業領域の拡大に応じて、人的資本・知的財産の投資等を含めた事業ポートフォリオの戦略を検討してまいります。

【補充原則4-3】

当社の取締役会は、代表取締役社長の選任について、具体的な手続きや基準等を定めておりませんが、代表取締役社長の指名にあたっては、当社経営に関する知識と経験、事業に関する洞察力、高い知見等の企業価値の向上に必要な資質を総合的に勘案し、社外取締役の意見を十分に反映した上で、取締役会で審議・決定することとしております。客観性・適時性・透明性ある選任手続きについては、継続的に検討を続けてまいります。

【補充原則4-3】

当社の取締役会は、代表取締役社長の解任に関する具体的な手続きや基準等を定めておりませんが、社外取締役の意見を十分に反映したうえで、取締役会で審議・決定することとしております。客観性・適時性・透明性ある解任手続きについては、継続的に検討を続けてまいります。

【原則4-8】【補充原則4-8】【補充原則4-8】

現在、当社は独立社外取締役を1名選任しております。独立社外取締役は、公認会計士としての専門知識に加え、他社での豊富な社外役員経験を有し、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するに相応しい資質を備えていることから、独立社外取締役としての役割・責務を十分に果たしているものと考えております。

独立社外取締役が1名であることから、独立社外取締役のみで構成される会合や、筆頭独立社外取締役の選任はありませんが、必要に応じ経営陣との協議を行い、十分な情報交換・認識共有を図っております。

今後の独立社外取締役の増員につきましては、当社を取り巻く環境変化やガバナンス体制の更なる強化の観点から、引き続き検討を進めてまいります。

【補充原則4-10】

当社の取締役会の構成員は9名で、そのうち独立社外取締役の人数は1名であり、独立社外取締役が構成員の過半数に達していません。当該状況を前提としても役員指名・報酬などは独立社外取締役の意見が十分に反映されていると考えておりますが、今後、特に重要な事項については、独立社外取締役の意見がより反映されやすい体制を引き続き検討してまいります。

【補充原則4-11】

取締役会全体の実効性評価について、その具体的な評価方法、開示方法、実施時期等についての詳細を引き続き検討し、適切な対応を進めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4】

政策保有株式の議決権行使につきましては、当該議案が投資先企業の企業価値向上に資するかおよび当社グループに対する影響等を総合的に勘案して、議決権を行使しています。

【原則1-7】

当社は、役員等関連当事者との間で利益相反取引を行う場合には、当該取引が当社および株主共同の利益を害する懸念が無いことを確認したうえで、予め取締役会の承認を得ることとしております。また、取引実施後、当該取引に係る重要な事実を取締役に報告しております。

【原則3-1】

1.経営理念につきましては、当社ウェブサイト上の「経営理念」(https://www.kyowa-c.co.jp/prot/prof02_01.html#corporate-philosophy)において開示していますのでご参照ください。また、中期の目標とする経営指標につきましては、当社ウェブサイト上の「有価証券報告書」(<https://www.kyowa-c.co.jp/irinfo/yukasyoken.html>)をご参照ください。

2.当社は、企業価値の向上により、株主、顧客、取引先、地域社会、社員等のステークホルダーの負託に応え、企業の社会的責任を全うすることを経営上の重要な課題と位置づけております。法令を遵守した業務執行により、公正で適正かつ透明性の高い経営管理体制を基本とし、内部統制システムを整備、実行するとともにコーポレート・ガバナンスの充実・強化に務めることが重要課題と認識しております。

3.当社の役員の報酬等の額の決定に関する方針は次のとおりです。

個別の役員報酬額は、株主総会で決定した報酬限度額の範囲内かつ、役員報酬に関する内規により役位別に定めた報酬上限の範囲内で担当職務の内容等を勘案して決定しております。個別の具体的な報酬額等は、上記内規に従って、取締役分については取締役会より委任を受けた代表取締役社長が社外取締役の意見を聴いた上で決定し、監査役分については監査役の協議により決定しております。

4.取締役・監査役の選任及び解任については、当社経営に関する知識と経験、事業に関する洞察力、高い知見等の企業価値の向上に必要な資質を総合的に勘案して行っており、社外取締役の意見を十分に反映した上で、取締役会で審議・決定しております。

5.取締役候補者・監査役候補者の選任理由については、株主総会招集通知に記載しております。

【補充原則3-1】

当社の主要な事業活動は、社会資本整備に関する調査、計画、設計等の建設コンサルタント業であり、経済性や安全性、環境面など発注者の要望に応えることはもちろんのこと、公共に対する安全・安心に配慮しながら持続可能な社会の実現に貢献することが求められています。

当社は、2001年に取得した環境マネジメントシステム(ISO14001)を適切に運用し、当社の環境目標で定めた環境配慮設計等を推進することで地球環境の保全活動に取り組んでおります。

【補充原則4-1】

当社の取締役会は、法令および定款に定める事項のほか、「取締役会規定」において取締役会に付議すべき事項を具体的に列挙しております。それ以外の業務執行については、社内規定により担当職務に必要な権限を適切に定めております。

【補充原則4-9】

当社は、東京証券取引所が定める独立性基準を満たすことを前提とし、企業経営に関する豊富な知識・経験を有し、客観的な視点や幅広い視野から当社の経営を監視できる者を独立社外役員としています。

【補充原則4-11】

当社の取締役会は、全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性など、役割・責務を実効的に果たすため、取締役会全体のスキルを総合的に評価のうえ、適正規模の人員数となるよう人選しております。

当社の取締役の選任に関する方針・手続きならびにスキル・マトリックスについては、第61期定時株主総会招集通知より記載する予定としております。

【補充原則4-11】

当社は、取締役候補者及び監査役候補者の選任に際して、取締役及び監査役の役割・責任を適切に果たす時間と労力を十分に確保することができる兼任状況であることを確認しております。なお、取締役及び監査役の重要な兼任状況につきましては、株主総会参考書類などに記載しておりますのでご参照ください。

【補充原則4-14】

当社は、十分な知見及び経験を有しているものが取締役および監査役に就任しておりますが、制度改正等の事業環境の変化に伴い期待される役割などを考慮して、当社の事業・財務・組織等の知識を得るための研修や市場環境の変化、法令基準の変化等に迅速に対応するための研修を適宜提供しております。

【原則5-1】

当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のため、株主との間の建設的な対話の方針を以下のとおり定めています。

()株主との対話は、代表取締役が統括しています。

()IR担当部署である統括本部経営管理室は、代表取締役の統括の下、総務、法務、経理、経営企画担当部署との連携体制を構築し、株主との対話を適切に行っています。

()当社ホームページにおいて、IRに関する情報の掲載及び問い合わせページを設け、株主が情報収集や問い合わせ可能な環境を整えています。

- ()株主から頂いた意見・要望については、経営陣に報告を行っています。
()インサイダー情報については、法令及び社内規定に基づき適切に管理しています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
フリージア・マクロス株式会社	224,300	38.35
持山 銀次郎	40,578	6.93
株式会社デジタル・メディア総合研究所	31,000	5.30
舌間 久芳	25,500	4.36
株式会社三菱UFJ銀行	14,000	2.39
窪津 晴子	9,202	1.57
山本 満	9,100	1.55
協和コンサルタンツ社員持株会	9,096	1.55
諫山 未憲	8,700	1.48
谷川 崇	8,300	1.41

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	11月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
大島 秀二	公認会計士													
佐々木 ベジ	その他													
西尾 貢	その他													
河野 茂樹	その他													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
大島 秀二		公認会計士 メディキット株式会社社外監査役	公認会計士・税理士として培われた豊富な経験・専門知識を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役に選任しております。また、兼務先及び当社との間に資本関係及び取引関係等は無く、十分な独立性を確保できる立場を保持していると判断したため、独立役員に指定しております。

佐々木 ベジ	フリージア・マクロス株式会社取締役会長 技研ホールディングス株式会社代表取締役 技研興業株式会社取締役会長 夢みつけ隊株式会社代表取締役 株式会社ピコイ代表取締役 株式会社セキサク代表取締役 Daito Me Holdings Co., Ltd. 理事長 フリージアホールディングス株式会社代表取締役 株式会社ユタカフードパック代表取締役 ソレキア株式会社取締役 株式会社ラビース代表取締役	経営者としての幅広い見識と豊富な経験を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役に選任しております。
西尾 貢	技研興業株式会社取締役 ソレキア株式会社社外取締役 日動技研株式会社取締役 川崎建鉄株式会社取締役	経営者としての幅広い見識と豊富な経験を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役に選任しております。
河野 茂樹	技研興業株式会社執行役員	土木・建設業界で培った豊富な経験と知識を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役に選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

会計監査人から監査役への監査計画及び結果の説明、監査役から会計監査人への監査計画及び監査実施状況の説明を定期的に行っているほか、適宜情報交換を行うなど十分な連携が図られています。

監査役会、内部監査室は、必要に応じて相互に情報及び意見の交換を行い、連携して監査の質的向上を図っています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
古川 龍一	弁護士													
奥山 一寸法師	その他													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
古川 龍一		弁護士	弁護士として培われた専門的な知識と高い見識を当社の監査に活かしていただくため、社外監査役に選任しております。 また、当社との間に資本的関係及び取引関係等は無く、十分な独立性を確保できる立場を保持していると判断したため、独立役員として指定しております。
奥山 一寸法師		フリージア・マクロス株式会社 代表取締役社長 フリージアトレーディング株式会社 代表取締役社長 フリージア・オート技研株式会社 代表取締役 Daito Me Holdings Co., Ltd.総経理 ソレキア株式会社監査役 株式会社ラビーヌ取締役	経営者としての幅広い見識と豊富な経験を当社の監査に活かしていただくため、社外監査役に選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の数

2名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

2020年11月期における取締役に対する報酬額は以下のとおりです。
取締役 8名 114,062千円
(注)上記支給額には、使用人兼取締役の使用人分給与は含まれておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

個別の役員報酬額は、株主総会で決定した報酬限度額の範囲内かつ、役員報酬に関する内規により役位別に定めた報酬上限の範囲内で担当職務の内容等を勘案して決定しております。個別の具体的な報酬額等は、上記内規に従って、取締役分については取締役会より委任を受けた代表取締役社長が社外取締役の意見を聴いた上で決定し、監査役分については監査役の協議により決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

専従スタッフは置いておりませんが、社外監査役を補佐する担当セクションは経営管理室がこれに当り、各監査役の要請に応じて、適宜必要な報告及び情報提供を行っています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は取締役会と取締役会から独立した独任制の監査役で構成する監査役会設置会社であります。各監査役は、監査役会が定めた方針に従い、取締役会に出席して意見を述べるほか、取締役の職務執行を監視・監督しております。加えて、執行役員制度の導入により、経営の監視・監督機能と業務の執行機能を分離し、責任の明確化と意思決定の迅速化を図る体制としております。当社は、当該体制が当社の企業統治の体制として有効であると考えており、また、実効性のある企業統治を実現できていることから、当該体制を採用しております。

(取締役、取締役会)

取締役は、現在、社外取締役4名を含む計9名であり、その任期は2年であります。取締役会は、「取締役会規定」に基づき、原則月1回開催する定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要事項の決定、取締役の業務執行と執行部門の監視を行っております。

(監査役、監査役会)

監査役は、現在、常勤監査役1名、社外監査役2名の計3名であり、その任期は4年であります。監査役会は「監査役会規定」が定める3ヶ月に1回以上開催する定例監査役会において監査方針の決定等を行うほか、取締役会への出席や外部会計監査人との意見交換を行っております。社外監査役のうち1名は弁護士であり、専門的な見地から独立した監査を行っております。

(常務会)

常務会は、取締役の一部で構成され、「常務会規定」に基づき、原則月1回開催する定例常務会のほか、必要に応じて臨時常務会を開催し、取締役会への事前審議等を行っております。

(執行役員、執行役員会)

当社は、執行役員制度を導入し、監督機能と業務執行機能の役割分担を明確化することにより、経営及び業務執行の迅速化、監督機能向上をはかっております。執行役員は、現在8名であり、その任期は1年であります。執行役員会は、「執行役員会規定」に基づき、原則月1回開催する定例執行役員会のほか、必要に応じて臨時執行役員会を開催し、取締役会および常務会で決定した方針に則った、業務執行方針・計画の策定等の報告・審議等を行っております。

・取締役及び監査役の報酬(賞与を含む)については、株主総会の決議により、取締役全員及び監査役全員のそれぞれの報酬額の限度額を決定しており、株主の皆様の監視が働く仕組みとなっております。各取締役の報酬額は、株主総会で決定した報酬限度額の範囲内かつ、役員報酬に関する内規により役位別に定めた報酬上限の範囲内で担当職務の内容等を勘案して決定しております。個別の具体的な報酬額等は、上記内規に従って、取締役会より委任を受けた代表取締役社長が社外取締役の意見を聴いた上で決定し、監査役分については監査役の協議により決定しております。

・当社は、内部監査部門として内部監査室を設置し、本報告書提出日現在1名の体制で、会社法及び金融商品取引法上の内部統制システムの整備及び運用が、法令や当社規定等に準拠して実施されているか、効果的に行われているか等をチェックし、不正・誤謬の防止、業務活動の改善・向上に努めております。

・監査役会、内部監査室及び会計監査人は必要に応じ相互に情報及び意見の交換を行い、連携して監査の質的向上を図っております。

・当社は、会計監査人としてEY新日本有限責任監査法人を選任し、監査契約を締結しております。同監査法人及び当社の監査業務に従事する同

監査法人の業務執行社員と当社の間には特別の利害関係は無く、同監査法人からは、独立監査法人としての公正・不偏な立場から監査を受けております。

会計監査業務を執行している公認会計士の氏名

指定有限責任社員 業務執行社員 吉岡昌樹

指定有限責任社員 業務執行社員 鈴木健洋

継続関与年は2氏とも7年以内であります。

上記の他、監査業務にかかわる補助者として公認会計士3名及びその他11名がおります。

・顧問弁護士からは、法的判断を必要とする場合に助言・指導を受けております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社の社外取締役は4名、社外監査役は2名であります。社外取締役のうち1名は公認会計士及び税理士の資格を有しており、社外監査役のうち1名は弁護士の資格を有しております。

社外取締役及び社外監査役は取締役会・監査役会に出席して第三者の立場で意見を述べており、外部からの経営監視機能が十分に働いていると考えるため、現状の体制を選択しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	直近の第60回定時株主総会の招集通知は、開催日の17日前の2月8日に発送しました。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	有価証券報告書、決算短信、その他適時開示資料をホームページに掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	統括本部経営管理室が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、ISO9001認証、ISO14001認証を取得し、品質管理の徹底及び環境保全につとめております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	法令及び東京証券取引所の有価証券上場規程等並びに当社の内部情報管理規定等に基づき内容を検討し、適時情報開示を行っています。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役及び使用人が、法令及び定款を遵守し、社会的責任並びに企業倫理の確立に努めるため、「倫理・コンプライアンス規定」を維持し、同規定に定められた行動規範に従い、社内研修等を通じて、コンプライアンス体制の維持、向上に努めております。

子会社は、当社の「倫理・コンプライアンス規定」と同等の規定を制定することで、社会的責任並びに企業倫理の確立に努めております。

内部監査室は、「内部監査規定」に基づき、当社及び子会社の社内業務が法令及び定款に合致して適切に実施されているかを定期的に監査しております。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理は、「文書管理規定」その他社内規定に定めるところに従って適切に保存し管理しております。また、必要に応じて、取締役、監査役、会計監査人等が閲覧可能な状態を維持するとともに適時適切に規定の見直しを図っております。

3. 損失の危機の管理に関する規定その他の体制

当社は、事業活動全般に係る様々なリスク、または不測の事態が発生した場合の損害、影響等を最小限にとどめるため、「リスク管理規定」に準じ、体制の整備と運用を図っております。

子会社は、当社の「リスク管理規定」と同等の規定を制定することで、事業活動全般に係る様々なリスク、または不測の事態が発生した場合の損害、影響等を最小限にとどめるための手段を講じております。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

当社は、原則月1回開催の定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営上の重要事項について効率的で迅速な意思決定を行うとともに、各取締役の業務執行状況を監督し、取締役の職務遂行の効率化を確保しております。また、取締役会のほか、取締役と執行役員の一部で構成される常務会を、原則月1回開催し、取締役会が決定した基本方針に基づき、営業戦略、生産管理及び経営管理事項に関する審議を行うとともに、取締役と執行役員で構成される執行役員会を原則月1回開催し、取締役会の方針に基づき、業務執行方針・計画等、事業部経営執行全般に関する諸問題の報告・審議等を行い、迅速かつ確で効率的な意思決定による職務執行を確保する体制を維持しております。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、「関係会社管理規定」に従い、子会社及び関係会社に対し、その自主性を尊重しつつ、透明性のある適切な経営管理に努めております。また、当社グループは関係会社管理会議を原則月1回開催し、グループ経営の一体化を維持しております。

内部監査室は、当社グループ各社に対しても、「内部監査規定」を準用して定期的に監査を実施しております。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助する使用人を置くことを求めた場合、当社は、事前に監査役会と十分な意見交換を行い、その意見を考慮して適切に対応しております。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに使用人に対する支持の実効性の確保

監査役がその職務を補助すべき使用人は、当社の業務執行に係る役職を兼務せず、監査役会の指揮命令下でのみ業務を遂行しております。なお、当該使用人の任命及び評価については、監査役の意見を尊重して決定しております。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制及びその他の監査役への報告に関する体制

当社及び子会社の取締役または使用人は、当社グループに著しい影響を及ぼす事項、法令違反等の不正行為、重大な不当行為、その他これに準ずる事実並びにその恐れのある事実を知った場合、遅滞なく監査役に報告しております。また、内部監査室は、内部監査の過程において検出された上記事項の監査結果を監査役に報告しております。報告を受けた監査役は、監査役会の招集を要請し、その事実を遅滞なく報告しております。

9. 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要であると認められた場合に限り、速やかに当該費用または債務を処理しております。

10. その他監査役がその職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

監査役は、取締役会のほか、会社の各会議に出席できるものとします。また、代表取締役及び会計監査人は監査役と定期的に意見交換を行っております。その他、取締役、会計監査人及び使用人は、監査役の監査の実効性を確保するため、全面的に協力しております。

11. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制の整備・運用及び評価の基本方針を定め、財務報告に係る内部統制が有効に機能するための体制を構築し、それらを適切に整備・運用しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、断固とした姿勢で臨み、一切関係を持っておりません。不当要求等の問題が発生した場合には、警察及び関係機関や弁護士との連携を緊密に行い対応する体制を確立しております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

